

性犯罪の 罰則に関する 刑法改正

早稲田大学教授

北川佳世子

KITAGAWA Kayoko

I はじめに

本年6月16日、第193回国会において、「刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）」が成立し、同月23日に公布され、7月13日から施行された。本改正法は、従前の強姦罪などの性犯罪の罰則を大きく変更するものであった。主たる内容は、強姦罪（見直しに伴い、罪名を「強制性交等罪」に変更）などの構成要件の見直しおよび法定刑の引上げ、監護者による性犯罪規定の新設、強盗強姦罪の構成要件の見直し（強制性交等・強盗罪の新設）、強姦罪等の親告罪規定の削除などである。

本稿では、本改正に至る経緯を概観した上で、本改正の趣旨、目的について説明しながら改正法の概要を紹介することとしたい。

II 本改正に至る経緯

現行刑法が明治40年に制定されて以来、性犯罪の罰則については大きな改正は行われてこなかった。昭和33年の刑法改正により輪姦的

形態（集団強姦）による強姦罪などが非親告罪化され、平成16年の刑法等改正では法定刑の引上げなど¹⁾が行われたが、強姦罪などの構成要件自体は、制定当時のまま維持されてきたのである。

しかし、その間、女性の貞操が重視された時代から男女を問わず個人の性的自由と尊厳が重視される時代へと社会の価値観も変遷し、近年、各方面から、従前の規定のままでは、現在の性犯罪の実態に即したものになっておらず、改正すべきであると指摘されるようになった。男女を問わず、被害者の尊厳を蔑ろにする性犯罪を厳正に処罰する諸外国の動向と比しても、わが国の性犯罪規定は時代遅れの感が否めなくなったのである。

平成15年以降、国連の各委員会における性犯罪の罰則等に関する最終見解²⁾において、強姦罪の構成要件の見直しや法定刑の引上げ、非親告罪化などが要請され、平成16年の刑法等改正や平成22年の刑法および刑事訴訟法の改正の際には、衆参両議院の法務委員会による附帯決議において、性犯罪の罰則の在り方について更に検討することが求められた。平成22年に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画³⁾では、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた施策の一環として「性犯罪への対策の推進」が掲げられ、平成27年度末までに強姦罪の見直しなど、性犯罪に関する罰則の在り方を検討することとされた。

そこで、平成26年10月に、法務省内に「性犯罪の罰則に関する検討会」（山口厚座長、以下「検討会」という）が設置された。約9か月の間に12回開催された検討会では、刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者らが性犯罪の罰則の在り方について幅広い意見を交わし、論点の抽出、整理が行われ、今後の検討の方向性が導かれた。検討された論点は、①性犯罪の非親告罪化、②性犯罪に関する公訴時効の撤廃・停止、③配偶者間における強姦罪の成立、④強

1) 平成16年の刑法等改正は、強姦罪、強制わいせつ罪、強姦致死傷罪の法定刑を引き上げるとともに、刑を加重した集団強姦罪、集団強姦致死罪の規定を設けるものであつた。

た。

2) 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第1回会議配布資料5参照。